

平成22年9月第3回八街市議会定例会会議録（第6号）

.....

1. 開議 平成22年9月24日 午前10時10分

1. 出席議員は次のとおり

2番 桜田秀雄
3番 林修三
4番 山口孝弘
5番 小高良則
6番 湯浅祐徳
7番 川上雄次
8番 中田眞司
9番 古場正春
10番 林政男
11番 横田義和
12番 鯨井眞佐子
13番 加藤弘
14番 古川宏史
15番 山本邦男
16番 京増藤江
17番 右山正美
18番 小澤定明
19番 京増良男
20番 丸山わき子
21番 新宅雅子
22番 北村新司

.....

1. 欠席議員は次のとおり

なし

.....

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

市	長	長谷川 健一
副市	長	高橋 一夫
教 育	長	川島 澄男
総 務 部	長	浅羽 芳明
市 民 部	長	森田 隆之

経 済 環 境 部 長	並 木 敏
建 設 部 長	糸 久 博 之
会 計 管 理 者	江 澤 弘 次
教育委員会教育次長	越 川 みね子
農業委員会事務局長	藤 崎 康 雄
監 査 委 員 事 務 局 長	秋 山 昇
選挙管理委員会事務局長	長谷川 淳 一
財 政 課 長	加 藤 多久美
水 道 課 長	醍 醐 文 一
国 保 年 金 課 長	石 毛 勝
介 護 保 険 課 長	醍 醐 真 人
下 水 道 課 長	吉 田 一 郎
学校給食センター所長	石 川 孝 夫
総 務 課 長	長谷川 淳 一
厚 生 課 長	藏 村 隆 雄
農 政 課 長	加 瀬 芳 之
道 路 河 川 課 長	勝 股 利 夫
庶 務 課 長	河 野 政 弘

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事 務 局 長	今 井 誠 治
副 主 幹	鯨 岡 修 子
主 査	小 川 正 一
主 査 補	吉 田 美 恵 子
主 事	武 藤 佳 人

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程（第6号）

平成22年9月24日（金）午前10時開議

- 日程第1 発議案の上程
 発議案第9号
 提案理由の説明
 委員会付託省略、質疑、討論、採決
- 日程第2 議案第2号から議案第11号
 委員長報告、質疑、討論、採決
- 日程第3 議案の上程

議案第 20 号

提案理由の説明

委員会付託省略、質疑、討論、採決

- 追加日程第 1 議長辞職の件
- 追加日程第 2 議長の選挙
- 追加日程第 3 副議長辞職の件
- 追加日程第 4 副議長の選挙
- 追加日程第 5 佐倉市八街市酒々井町消防組合議会議員の選挙
- 追加日程第 6 千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 追加日程第 7 印旛衛生施設管理組合議会議員の選挙
- 追加日程第 8 議会運営委員会委員の選任
- 追加日程第 9 常任委員会委員の所属変更の件
- 追加日程第 10 議員派遣の件
- 追加日程第 11 議席の一部変更の件

+

○議長（北村新司君）

ただいまの出席議員は21名です。したがって、本日の会議は成立しました。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

日程に入る前に報告します。

最初に、9月24日までに受理した要望2件につきまして、その写しを配付しておきました。

次に、市長の専決処分事項に指定されている損害賠償額の決定についての報告1件が議長あてに提出されましたので、その写しを配付しておきました。

次に、各常任委員会付託事件について、各委員長から審査報告書が提出されましたので、その写しを配付しておきました。

以上で報告を終わります。

日程第1、発議案の上程を行います。

最初に、発議案第9号の提案理由の説明を求めます。

○中田眞司君

発議案を申し上げます。

国営かんがい排水事業「北総中央地区」の完成にむけての意見書の提出について。

上記の議案を次のとおり、八街市議会規則第14条の規定により提出いたします。

平成22年9月24日提出。

八街市議会議長、北村新司様。

提出者、八街市議会議員、中田眞司。

賛成者、八街市議会議員、湯浅祐徳議員、同じく山本邦男議員、同じく加藤弘議員、同じく鯨井眞佐子議員、同じく桜田秀雄議員。

それでは、意見書の朗読をもって提案理由とさせていただきます。

国営かんがい排水事業「北総中央地区」の完成にむけての意見書（案）。

北総中央地区は、千葉県北部に広がる北総台地にあつて、八街市ほか6市にまたがる3千267ヘクタールの地域であり、首都圏に隣接した農産物の供給基地として県下でも有数の畑作を主体とした農業地帯であります。

これまで、農業用水として、主に地下水や台地の浸出水を利用しており、天水のみに依存している地域もあるなど、不安定な農業経営を余儀なくされております。北総台地で、昭和40年代までに実施された、かんがい排水事業は、地下水を水源にしておりましたが、現在、本地域のほぼ全域で、千葉県及び千葉市の「環境保全条例」により、地下水の採取が規制されており、地下水に代わる水源の確保が喫緊の課題となっております。このため、本事業により利根川河口堰及び霞ヶ浦開発に水源を求めた北総東部用水から分水し、地区内に導配水する施設を新設し、関連事業とあわせて、末端用水路を整備することにより、安定的な用水補給と地下水からの水源転換を行い、農業用水の安定供給と農業経営の安定化を図るものです。

さらに、農業用水の安定供給と合わせ、地区内の農業用水が従来から有している地域用水機能（防火用水）の維持・増進も図るものです。

本事業は、総事業費５０４億円を国営事業として、昭和６３年度に着手して以来、平成２５年度を工期に計画的に進められてきており、平成２１年度までに、７６．７パーセントの事業進捗が図られ、残事業費、約１１７億円を残すのみとなっております。

本地区では、平成１８年度に計画を大幅に変更し、事業の推進に努めてまいりました。しかしながら、本地区の平成２２年度予算は、わずか４億８千万円であり、昨年度に比べますと、２０億２千万円削減されております。このため、既存地下水ポンプ機能不全に陥った地区への平成２２年度予定工事のほとんどを来年度以降の施工に見送らざるを得ない状況となっております。

このたびの予算配分に対して、受益者をはじめとして、本事業の関係者は強い懸念と不安が増大しております。

また、平成２２年３月に閣議決定された食料・農業・農村基本計画では、食糧自給率５０パーセントの目標を掲げておりますが、農畜産物生産のもととなる農業用水の確保なくしては達成は困難であります。

「北総中央地区」が予定工期内に完成いたしますよう、北総中央用水土地改良区組合員一同とともに、特段の配慮を下記のとおり強く要望いたします。

１．平成２５年度事業完成に向けた国営かんがい排水事業「北総中央地区」の適切な予算配分の確保。

２．国民の生命、財産を守り、食糧自給率５０パーセントを目標とする農林水産省所管のかんがい排水事業をはじめとする農業農村整備事業費枠の大幅な拡大。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成２２年９月。

八街市会議長、北村新司。

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣、国家戦略担当大臣、内閣官房長官あてです。よろしくお願いします。

○議長（北村新司君）

お諮りします。ただいま議題となっております発議案第９号は、会議規則第３７条第３項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北村新司君）

ご異議なしと認めます。

これから、発議案第９号に対しての質疑を行います。

質疑はありませんか。

○丸山わき子君

それでは、お伺いいたします。

この意見書は、来年度予算大幅な減額に対して増やしていただきたいんだという内容のようでございます。この間、北総中央用水事業のあり方については、大変、私ども日本共産党は農家の皆さんの本当に切に願う内容となっているのかどうか。農家の皆さんの気持ちと大変乖離した農業政策ではないかということを言ってまいりました。この北総中央用水事業の一番の内容としたところは、安定した水の供給、これが安定した農業につながるんだというようなことを言ってきたわけでございます。しかしながら、年間維持管理費、農家負担は10アール当たり畑ですと5千200円と。現在は井戸水を使っていれば電気代程度で、1千円から2千円という状況です。結果的に見れば大変高い水を買って、安い野菜を作る。これで本当に農業が成り立つのかどうか。農業政策になるのかどうか。大変疑問を呈するところであります。

ですから、18年の見直しのときにも反対であるという農家の皆さんが2割、本当に必要だという農家の皆さんは4割だったと思います。あとの方々は条件付きということなんです。そういう中で、本当にこの事業は徹底的に進めなければならない事業なのかどうか。

私は、今回のこうした事業見直しに対して予算を大幅に削減されているわけですが、この事業の見直しをすべきではないかなと、こんなふうに思うところであります。

そういう点で、どんなふうに提案者は受け止めているのか、説明いただきたいと思います。

○中田眞司君

ただいま、丸山議員からご指摘ございました事業の見直しということなんですが、確かに後継者問題、担い手問題を見据えた中では、この事業は必要とされていないという意見も多うございます。今、八街で前の改良事業で、補助事業を受けました、かんがい施設につきましては、先ほど申しましたように40年、50年前の事業でございます。その事業も全体の中の800ヘクタールの中から大きな事業としてやった地域が2区画ほどございます。その区画が約200ヘクタールほどあると思います。非常に40年、50年たった事業の中で、かなり老朽化して、この後の維持が非常に難しいと。それから、先ほど申しましたように水源の問題で、大分規制が入ってくるという中で、確かに担い手、後継者問題という問題もありますが、八街がこの農業を位置付けとしている中で、農業がだめになるとは思いません。そういったことの中で、今、八街の対象となる地域が大体1千200ヘクタールだと思います。それから、畑地かんがいを今有している地域が、大体800ヘクタールぐらいだと思います。大体3分の2くらいが、現在、地下水を使っているわけですが、これも非常に老朽化した中で、どうしても地下水の制限をされている中で、今後のやはり水源という、どうしても地下水はできないということになれば、やはりこの水を利用するしかない。

また、先ほど申しましたように、これで八街の農家が終わるというわけでもございません。

また、そうした地下水の制限がある中で、やはり毎年のようにあるわけですが、どうしても、かん水が必要な作物が非常に多いという中であって、やはりこういった事業は将来的に見た中でも、やはり続けていかなきゃならないということで、予算確保の要求をした

次第でございます。

○丸山わき子君

私は、この事業は大変矛盾しておりまして、農家の皆さんが、この事業から除域していただきたいと、そういう要望を出しても除域できない状況というのがずっと続いていたわけですね。ですから、農業をやめても、その負担金は払わなきゃならない。それは、農家の皆さんが今も大変不安に思っているところで、そういう意味では、強引な事業であるというふうに言わざるを得ないというふうに思うわけですね。

私は、今、地下水のくみ上げ規制が行われているというふうに説明されたところですが、そのくみ上げ規制に関しまして、工業用水、あるいは飲み水に関しましては、これはくみ上げをすれば使い捨てということで、海に流してしましますが、農業用水というのはくみ上げをしても、それがまた地下に戻っていくということで、これは大変、決して無駄になる水ではないわけですね。そういう意味では、県のこのくみ上げ規制の条例を見直す。こういうことをやっていてもいいんじゃないかなと。そういうことで、水を確保していく。こういった今後農家の皆さんが困らないような水の確保を検討すべきではないかなと。今、これやろうとしていることは、農業をやめたい、もちろん続けていきたいという方もいらっしゃると思いますけれども、多くの方が後継者不足を理由にやめざるを得ないと。そういう状況の中で、本当に農業を守るということはどういうことなのかということをもっと真剣に検討すべきであるというふうに思います。

今ある施設を本当に切に願って利用したいんだというのは、本当にわずかな地域、わずかな農家ではないかなというふうに思います。そういう点では、本当の意味で、この八街市の農業を発展させていく、そういった立場での取り組みが必要ではないかなというふうに思うわけですが、もう一度伺いたいと思いますけれども、提案者は八街の今後の農業経営に関して絶対この北総中央用水事業がなければ、八街の農業が成り立たないのかどうか。その辺について再度答弁いただきたいと思います。

○中田眞司君

ともかく、北総中央用水事業というより、先ほど申しましたけれども、農家として水がない地域では農業が成り立たないと、それは議員も認識していると思います。先ほど議員が申しましたように、井戸水、あるいは工業用水ということでいえば、利用できるんじゃないかなと。その辺の問題もあるわけですが、やはり井戸水では完璧にというより、量的には畑にまくには不足するわけでございます。また、工業用水についても、恐らく規制があるのは目に見えているわけでございます。

それと、この後、後継者がいない、担い手がないという中で、実際に農業は成り立っていくのかという問題に関してのこれの関連性につきましても、やはり確かに後継者、担い手不足の中で、この後、農業人口が減ることはもうわかっております。そうした中で、やはり農業の人が生き残っていくために、ある程度、農業に関しての規制が変わったということで、恐らく企業が入ってくるような可能性もなきにしもあらずでございます。そういった中で、

+

やはり農業者としまして、ある程度、法人、それなりの組織を作って、あと企業さんと契約して農業を続けていくと、そういう考えもございます。

また、そういうことになったときに、やはり企業が進出した中で、八街のかん水設備に水がない、まく水がないと、そういったものを考える中では、やはり水がないというのは一番のデメリットになるんじゃないだろうかということで、この後の用水に関しては必要なものと、このように感じております。

○丸山わき子君

私は、企業のために引くべきものじゃないと思いますよ。これは、農業者のために計画されたわけでしょう。計画されたというよりも、この当初の北総中央用水事業というのは、成田空港を造る、その見返りに利根川から水を引きましょと。その見返り事業なんですよ。農家の皆さんが何が何でも水が欲しいよと、そういう土地改良事業ではないわけですね。本来ならば、土地改良事業というのは、受益者の申請事業なわけですよ。今まで進んでこなかったというのは、農家の皆さんからの切実な、申請のもとに、この事業が行われてこなかった。だから進まなかったわけですよ。その成田空港を造るからという見返り事業のその中で、何とか、この事業を成り立たせよう、成り立たせようと無理に無理を強いて今日まで来ているというのが実態なんです。その1つには東部用水というのがあるわけですけども、そこでは、本当に受益者の皆さんが、もういらないと、水はいらないとと言っても除域ができない。農業年金から一生懸命負担金を払わなければならない。生活が成り立たない、こういう状況が生まれているわけですね。私は、そういうことを、この八街の農家の皆さんには押しつけたくない。もっと、八街には八街の農業政策を持って、この水の確保のための農業政策をきちんと打ち立てていくべきではないかなというふうに思うわけです。

そういった点では、今回の国からの補助金の減額は、用水事業の見直し、縮小、凍結、これを徹底的に考える機会であるというふうに思っております。以上です。

○議長（北村新司君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北村新司君）

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから、討論を行います。

発議案第9号についての討論を許します。

最初に反対討論の発言を許します。

○右山正美君

国営かんがい排水事業「北総中央地区」の完成にむけての意見書に対する反対討論を行います。

討論の内容は次のとおりでございます。

今、多くの農家が抱えている問題は、農産物価格の低迷、農業後継者がいない、展望が持

てないということであります。こうした農家の不安に応える支援策が何もないまま、北総中央用水事業だけがひとり歩きをしており、既に76.7パーセントの事業進捗率であります。

多くの農家の気持ちと乖離した農業用水事業であるわけであります。

意見書の理由の1つに、安定した水の供給が安定した農業につながるとしていますが、北総中央用水事業による農家の年間維持管理費は10アール当たり、畑5千200円にもなっており、現在の井戸水の量からすれば2.6倍から5倍もの負担増となります。高い水を買って安い野菜を作っていたのでは、農家は成り立ちません。安定した農業を保障するというのであれば、農業用水のくみ上げ規制を見直すことではないでしょうか。

また、農家が安心して生産に励み、食糧自給率を50パーセント台に回復するためには、政府の農産物の価格保障を中心に所得補償を組み合わせ、生産コストをカバーする施策とともに、農業後継者を定着させるための対策を抜本的に強化することです。

同時に関税など、国境措置を維持強化し、食料主権を保障する貿易ルールを追求してこそ、農業の維持拡大、食糧自給率の向上の農業施策を展開することができます。

農業農村整備事業費枠だけを求め、農業用水事業のみ先走りする農業政策では片手落ちであります。

土地改良事業は、受益者からの申請事業であります。住野7号支線は平成10年に除域の請願を出しているのにも関わらず、土地改良区は一切無視し、計画を押し通そうとしています。今後、必要ないとしている農家に対しても、こうした強引な対応で協力と負担を強いていく事業であり、到底、農家を支える事業にはなり得ません。事業費削減にあたっては用水事業見直しの機会であると受け止め、この意見書に反対するものであります。以上です。

○議長（北村新司君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北村新司君）

討論がなければ、これで発議案第9号の討論を終了します。

これから、採決を行います。

発議案第9号、国営かんがい排水事業「北総中央地区」の完成にむけての意見書の提出についてを採決します。

この発議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（北村新司君）

起立多数です。発議案第9号は、原案のとおり可決されました。

日程第2、議案第2号から議案第11号を一括議題とします。

各常任委員長の報告を求めます。

最初に、林政男総務常任委員長。

○林 政男君

それでは、総務常任委員会に付託されました、案件3件につきまして、去る9月14日に委員会を開催し、審査をいたしました。

審査の結果は、お手元に配付してあります報告書のとおりであります。若干、審査内容についてご報告申し上げます。

議案第2号は、非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部が改正されたことに伴い、物価変動等実態調査の結果を踏まえ、投・開票所経費が引き下げられたことから、本市においても、これに準拠し、選挙長の報酬額を引き下げようとするものです。

審査の過程において委員から「報酬の引き下げ額について、選挙長は1千円、投票所の投票管理者は400円とばらつきがある。一律に平均して引き下げるべきと考えるが、このばらつきをどのように考えているのか伺う。」という質疑に対して、「それぞれ実態調査の中で上位法令が改正されたことを受けて改正するものであります。」という答弁がありました。

次に、「国の物価変動等実態調査を踏まえての引き下げであるが、八街市の実情を踏まえ各種の日当や費用弁償等、市の条例に関する問題についてどのように考えているのか伺う。」という質疑に対して、「昨年度より行革の中で、報酬と報償について、この金額でいいのか検討に入っており、平成23年度からの予算に反映させるということで、削減の方向で協議を始めているところです。検討にあたっては、近隣市町村の報酬等の体系を調べており、引き下げの方向で考えているところであります。」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第4号は、八街市消防団条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、現行条例の第2条において、消防団員の任命事項について「本市に居住する年齢満18歳以上満50歳未満」と明記されておりましたが、50歳以上の方でも地域の防災活動のために積極的に入団いただけるよう改正しようとするものです。

また、第5条及び第6条については、現行の懲戒条項の表現を明確にすることから改正するものです。

審査の過程において委員から「改正の中で、5条で『非違行為があったときは、これを懲戒するものとする』とあるが、非違行為とはどのような場合を指すのか伺う。」という質疑に対して「飲酒運転等、消防団員としてあるまじき行為があった場合の懲戒規定になります。」という答弁がありました。

次に「消防団員に若い人が入ってこない状況が続いており、団員数も減少している中で、年齢制限の撤廃と同時に加入を働きかけるためのPR等を行っていかなくてはならないと考えるがいかがか。」という質疑に対して、「地区役員や団員の方々に協力をお願いし、地域に密着した取り組みで推進を図っていきたいと考えております。」という答弁がありました。

次に、「現役の消防団員に対して条例が改正された場合には周知を図り、また、条例自体の存在を知ってもらうために啓発活動として条例の写しを配付するなどの取り組みが必要で

はないかと考えるがいかがか。」という質疑に対して「分団長会議等で周知を図りたいと考えております。」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第5号は、平成22年度八街市一般会計補正予算中歳入全款、歳出2款総務費、8款消防費、11款公債費、第2表地方債補正です。

審査の過程において委員から、歳入について「10款1項1目地方交付税について、4億円ほど増額となったが、来年度も平成22年度並みに交付されるのか、担当課の見通しについて伺う。」という質疑に対して「総務省の概算要求では、今年度より約330億円減ということで、出口ベースで今年度と、ほぼ同じである概算要求をしております。現段階では、概算要求の総額しかわからないため、政府の平成23年度予算編成の中で情報を得て、普通交付税や臨時財政対策債の額を見込んでいきたいと考えております。」という答弁がありました。

次に「一括交付金についての考えについて伺う。」という質疑に対して「一括交付金については、平成22年度予算では、総額で21兆円あり、このうち、社会保障関係で14兆8千億円、文教・科学振興で2兆3千億円、社会資本整備総合交付金等の公共事業で、3兆1千億円などであり、地方が自由に使えるお金の幅が狭いということでもあります。一括交付金のカットされた場合は社会保障に切り込まなければならないことも考えられ、このことは生活保護費等の地方負担が増えることにつながり、市町村の財政にとっては負担となることが考えられます。一括交付金に改めることにより、国において財源を生み出すことは至難ではないかと現時点では考えております。」という答弁がありました。

次に「14款2項1目民生費国庫補助金のうちセーフティネット支援対策等事業費補助金について住宅手当等がどのくらい増えてきたのか伺う。」という質疑に対して「当事業につきましては、平成21年10月から国の緊急特別措置事業という形で開始されましたが、当市におきましては、平成21年度12件、平成22年度は8月末現在で19件であります。」という答弁がありました。

次に、歳出2款総務費について「2款2項2目賦課徴収費について、国税連携を導入するメリットは何か。また、この予算を当初予算に計上できなかった理由について伺う。」という質疑に対して、「国税連携のメリットにつきましては、所得税の確定申告のデータにつきまして、現在は職員が税務署に出向き、確定申告書から住民税用の申告書を分離し、添付資料をコピーして持ち帰り、課税事務を行っておりますが、国税連携後は確定申告書の情報を電子データで受け取ることとなり、このデータをもとに課税事務を行うこととなります。これにより、これまでの事務が大幅に減少し、事務の効率化が図られることとなります。当初予算に計上できなかった理由としましては、平成23年1月からという開始時期だけが先行して決められた関係で、連携システムの内容や仕様について示されていなかったため、補正予算対応となったものであります。」という答弁がありました。

次に「2款2項2目賦課徴収費のうち、市税過誤納還付金及び返還金について、法人市民

+

税の予定納税分の還付金が増加しているとのことであるが、景気の低迷は歳入に影響を及ぼすと思われるが、今年度の法人市民税の歳入見込みについて、どのように分析しているのか伺う。」という質疑に対して、「平成21年度の調定額は4億5万6千円となっており、平成20年度の調定額と比較いたしますと、マイナス4千268万8千円、率にしますとマイナス9.6パーセントとなっております。直近の8月末の現年度分の調定額は、昨年8月末と比較しますと、マイナス約1千600万円、率にしますとマイナス7.8パーセントということで、平成22年度におきましても、減少傾向が続いております。仮に、この減少率で年度末まで推移したとしますと、年度末の調定額は平成21年度と比較してマイナス3千100万円程度、約3億6千900万円程度の調定額になるのではないかと見込んでおります。」

次に、「亡くなった方に対する課税の請求等について伺う。」という質疑に対して、「市県民税につきましては、基準日である1月1日より前に亡くなっていれば課税されず、また、固定資産税につきましては、相続登記等がされていない場合には、納税代表者や現に所有している方に課税をしております。」

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

以上、総務常任委員会に付託されました案件に対する審査の結果について、ご報告申し上げます。

何とぞ、当常任委員会の決定どおり、ご賛同くださいますようお願いいたしまして、委員長報告を終わります。

○議長（北村新司君）

次に、川上雄次文教福祉常任委員長。

○川上雄次君

文教福祉常任委員会に付託されました、案件7件につきまして、去る9月15日に委員会を開催し、審査をいたしました。

審査の結果は、お手元に配付してあります報告書のとおりであります。若干審査内容についてご報告申し上げます。

議案第3号は、八街市障害福祉サービス事業所の設置及び管理に関する条例の制定についてです。

現在、市で設置・運営しております福祉作業所につきましては、障害者自立支援法の施行に伴い、就労移行支援等を実施する新体系の事業所へ移行することとなっております。このことから、新たに開設することとなる障害福祉サービス事業所の設置及び管理に関する条例を制定するとともに、現行の八街市福祉作業所の設置及び管理に関する条例を廃止しようとするものです。

審査の過程において委員から、「指定管理者制度を導入する目的について伺う。」という質疑に対して、「この運営に関しましては、専門的な資格や知識が必要であり、また特に障がい者の特性による問題行動や就労につなげる指導、相談等に対応できる経験等を要するこ

とから、指定管理者制度を利用し、社会福祉法人等の人材や知識などを活用し、福祉サービスの質の向上を期待するものでございます。また、知識が豊富な職員が対応すれば、利用者も安心して利用でき、実績に応じて利用者も増えるものと思われまゝす。」という答弁がありました。

次に「八街市の職員では、なぜ対応できないのかについて伺う。」という質疑に対して、「現段階でございまして、社会福祉主事または社会福祉士に、陣がい者福祉施設等での実務経験のある方がおらず、施設のサービス管理責任者におきましては、実務経験が5年以上ないとなれないことから、市が直営で始めることは困難かと思われまゝす。」という答弁がありました。

次に「八街市が実際に運営してみることによって、初めて施設の重要性、今後の方向性が見えてくると思われ、何も把握できないまま、最初から指定管理者を導入するのは問題ではないかと考えるがいかがか。」という質疑に対して、「平成24年の3月末までに新法に規定される新体系の事業所への移行が求められており、そのための時間がかかるため、民間のノウハウが必要であり、市が単独で行うのは時間的な問題等があるものと考えております。」という答弁がありました。

次に、市で運営するとした場合、モデルケースとして、2千340万円であるとのことであり、民間で行う場合は、かなり切り詰めたコスト削減の運営がなされるわけであるが、サービスの点できちんとした対応をしていただける保証があるのかについて伺う。」という質疑に対して、「障害介護給付費等の試算では、約15名の利用者であれば、月平均12万円程度で換算した場合、国、県及び市からの補助金が、年間2千160万円出ることとなります。このようなことから、15名以上の利用者がいれば、採算が合うものと思われまゝす。」という答弁がありました。

次に「施設の利用料に関しては指定管理者が決めることができ、本来であれば、安くて低廉なサービスを提供しなければならないが、入所者数によっては不安定な施設運営になることが見込まれる。運営についてのチェックシステムについて伺う。」という質疑に対して、「指定管理者制度が導入された場合には、毎年契約された法人と年間の予定や方針の提出をお願いし、収支についても報告していただくこととなります。」という答弁がありました。

次に「管理業務に関する出納は監査できるとされているが、業務に関しては監査の対象とならず、また、事業報告の提出についても、議会への義務報告はないわけである。民間業者の裁量でサービスの内容がどうにでもなってしまう、問題があっても踏み込めないことが出てくる。このような福祉施設を指定管理者制度に移行してしまうのは問題がある。サービスの内容等の点について、どのような指導をするのか検討していただきたいと考えるがいかがか。」という質疑に対して、「当市の事業計画をチェックしてもらいたいと考えております。また、社会福祉法人自体が、信頼性を失うような事業はしないと考えております。」という答弁がありました。

次に「現在の福祉作業所を利用されている方とは、新しく移行することについて話が付い

ているのか伺う。」という質疑に対して、「現在利用している方は8名おりまして、保護者会、面接等行いまして、他の施設に通所が決定されている方もおります。平成18年に障害者自立支援法が施行されて以降、通所されている父兄の方などと面接を行いまして、説明をしてきております。」という答弁がありました。

次に「このようなサービスに移行することは、精神障がい者の方にとっては一歩進んだ形になると思われるが、指定管理者制度を行っている他市町村では、成功しているところが多いのか伺う。」という質疑に対して、「佐倉市では、千葉県内でも一番最初の方で指定管理者制度に移行し、成功した事例があります。また、県内において障がい者のための施設に指定管理者制度を導入して撤退したということは耳にしておりません。」という答弁がありました。

次に、反対討論が次のとおりありました。

「議案第3号、八街市障害福祉サービス事業所の設置及び管理に関する条例の制定について福祉施設への指定管理者制度導入に対し反対するものです。八街市で精神障がい者の就労支援施設を立ち上げることは、大変歓迎するものであります。しかし民間のノウハウの活用やコスト削減を理由に、住民の福祉の増進を目的とする福祉施設の管理運営を営利を目的とした民間企業に委託することは、自治体の公的責任の放棄であり、住民サービス、住民福祉の切り捨てであり、納得できません。市が人件費の削減に、指定管理者制度を導入するわけですから、民間ではさらに職員のパートなど、臨時職員の導入をしなければ事業は成り立ちません。職員の不安定雇用や仕事の継続性が問題になってくることは明らかです。当然利用者のサービスの量的・質的低下に結びつきます。指定管理者が導入されたら、人の手を必要とする福祉施設で維持できるのか疑問です。また、指定管理者の事業執行の管理は、市長が行うだけで、議会への報告は制度化されておりません。弱者の福祉や権利が守られているのか、住民と議会にチェック機能が保証されていないということは大変問題であります。福祉施設の管理運営はあくまでも自治体が責任を持つべきであり、営利目的の企業に託すことはふさわしくないことを指摘し、反対の討論といたします。」

次に、賛成討論が次のとおりありました。

「議案第3号八街市障害福祉サービス事業所の設置及び管理に関する条例の制定について、賛成の立場から討論させていただきます。主に、精神障がい者を対象とした就労継続支援事業、障がい者福祉サービス事業に移行するため、このサービスを行うわけですが、民間の柔軟な対応、またそのノウハウにより専門性を持った方に事業を行っていただくことにより、八街市の精神福祉の向上に一歩前進いたします。佐倉市等、他の市町村では、この指定管理者制度により、成功しているとの事例もお聞きしております。よって、私は、この八街市障害福祉サービス事業所の設置及び管理に関する条例の制定について賛成いたします。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第5号は、平成22年度八街市一般会計補正予算中歳出3款民生費、4款衛生費の内1項3目、9款教育費です。

審査の過程において委員から、歳出3款民生費について「3款1項6目老人福祉施設費のうち老人福祉センター管理運営費について、今回の補正予算では工事請負費508万8千円となっており、照明器具の取り替えということであるが、当初予算に計上できなかった理由について伺う。」という質疑に対して、「老人福祉センターのロビーの天井から、突然音と煙が発生したため、緊急で補正予算という形となりました。」という答弁がありました。

次に「照明工事とのことであるが、具体的にはどのような内容であるか伺う。」という質疑に対して、「施設全体の蛍光灯の取り替えという形となり、箇所によりますと、193台交換するような形となります。」という答弁がありました。

次に、「その蛍光灯は、LEDであるのか伺う。」という質疑に対して「LEDは一部使用し、蛍光灯については省エネタイプのものであります。」という答弁がありました。

次に「地球温暖化対策で、CO₂削減のため、照明の取り替えが大きな課題となっているが、本市のLED照明を取り付けることについての今後の計画を伺う。」という質疑に対して、「地球温暖化対策実行計画の中では、電気関係の照明をLEDに替えることがCO₂削減に一番効果があるとしていますが、実際に取り替えるという話はしておりません。」という答弁がありました。

次に「環境省においては、LED照明の導入にあたっては、2分の1の補助をしており、このような補助を取り込んでいけば、LEDをより導入していくことができると考えるが、全庁的な問題として、どのように考えているのか伺う。」という質疑に対して、「平成22年度当初予算編成時に、庁舎内の照明について検討いたしたところでございまして、事業者からの見積もりによると、現在のところ省エネタイプの照明がよいという資料をいただいた関係上、早急にLED化ということは、ここ1、2年では考えておらず、コスト等の様子を見てから移行した方がよいのではということで、平成22年度予算ではLED化をしない方向となりました。しかし、実行計画との整合上、平成23年度につきましては、新たに見積もり等を取らせていただき、またCO₂の削減効果についても資料を取らせていただき、判断材料にしていく方針でございます。」という答弁がありました。

次に「老人福祉センターは老朽化ということもあり、全面的な改築の中で照明の工事も検討していくのがよいのではないかと考えるが、今後の財政的な措置について検討いただけないか伺う。」という質疑に対して「老人福祉センターをはじめ、公共施設には改修などの維持管理費がかかりますが、昨年の地域活性化の各交付金を利用して、中央公民館等の補修が進みました。老人福祉センターにつきましては、今回については照明についてだけということでしたが、今後どのように施設を長持ちさせるかについて、担当課と協議していきたいと考えております。」という答弁がありました。

次に「3款3項1目生活保護総務費のうち、生活保護費緊急特別措置事業住宅手当について、今年度の受付件数と相談件数はどのくらいあったのか。また、今回の補正額746万4千円は何件分なのかについて伺う。」という質疑に対して、「住宅手当の申請件数につきましては、前年度と本年度4月から8月までのトータルで38件、支給件数については本年度

+

19件でございます。また、補正予算の件数につきましては、8月までの支給金額に対しまして、月ごとの支給額をもとに9月以降の積算をしたものであり、具体的に何件分というものではございません。」という答弁がありました。

歳出9款教育費について、「9款6項2目学校保健費のうち、学校給食センター事業特別会計繰出金が減額補正となった原因について伺う。」という質疑に対して「平成21年度の学校給食センター事業特別会計実質収支額1千593万4千円から、当初予算に計上してあります繰越額300万円を除いた額が1千293万4千円となるわけですが、そこから今回の学校給食センター事業特別会計の歳出の補正予算額32万6千円を除いたものが余剰な繰入金ということで、学校給食センター繰入金を減額するもので、一般会計の繰出金が減となるものです。」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第6号は、平成22年度八街市国民健康保険特別会計補正予算についてです。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第7号は、平成22年度八街市老人保健特別会計補正予算についてです。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第8号は、平成22年度八街市後期高齢者医療特別会計補正予算についてです。

審査の過程において、委員から「後期高齢者医療の保険料を納められなかった方に対して、8月から短期保険証が交付されることになっているが、全県でも多くの高齢者が短期保険証の発行をされている。八街市の実施状況について伺う。」という質疑に対して「広域連合から納付相談の発送をした件数は52件、滞納者につきましては、平成20年度の出納閉鎖時に156人おりましたが、納付の呼びかけにより、平成22年4月の段階で94人に減少しております。その後も相談を呼びかけ、納税相談をさせていただき、8月からの保険証の切り替え時における本市の短期保険者証の交付者数は38名ということになっております。」という答弁がありました。

次に「納付相談の発送をされたということであるが、この38名の方はどのような状況で短期保険者証の発行に至ったのか伺う。」という質疑に対して「38名の方の内容としまして、納税相談に応じていただけない方が32名、負担能力があるにも関わらず、納付意思のない方が3名、訪問をしても居住先が特定できない方が3名おりました。」という答弁がありました。

次に「納税相談に応じていただけない32名の方々及び居住先が特定できない3名の方々に対して、今後どのような対応をされていくのか伺う。」という質疑に対して、「居住が特定できないの方々については、居住先の実態調査を近隣の方などにかけて所在の確認をさせていただきます。また、32名の方々については、広域連合の方で短期保険証または資格証明書の交付基準がありますので、これから半年間の間に市町村は対応し、来年の1月に保険証の切り替えの段階でこれらの方の状況をつかんで対応していきたいと考えております。」という答弁がありました。

次に「普通徴収の対象となるのは年金が月1万5千円以下の方であり、払いたくても払えない実態があるのではないかと考えられるが、そのような調査はされているのか伺う。」という質疑に対して、「後期高齢者医療制度では特別徴収ができない最低基準額が決まっておりますが、その後、国等の考え方が変わったことにより、口座振替やご家族の方による納付など、普通徴収に切り替わった方もかなりおり、全ての方が特別徴収の基準に従った状況ではございません。なお、短期保険者証が出ている38名の方の所得の内容については、33万円以下の所得の方が33名、100万円以下の方が1名、200万円以下の方が2名、400万円以下の方が1名、500万円以下の方が1名となっております。」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第9号は、平成22年度八街市介護保険特別会計補正予算についてです。

審査の過程において、委員から「歳出2款4項2目高額医療合算介護予防サービス費について、高額負担の立て替えの事務が増えたということであるが、この間どのくらいの方々がこの制度を利用できるようになったのか伺う。」という質疑に対して、「医療保険と介護保険における自己負担の合算額が著しく高額となった場合に、一定額を超える部分について給付する制度が平成20年度から開始されましたが、平成20年度は平成20年4月分から平成21年7月分までの期間内におけるものであり、それらにつきまして、年度をまたいで支給をしているところであり、5月、6月分の支給されている方の数は高額医療合算介護サービス費、介護予防サービス費を合わせまして35人でございます。今回補正することによりまして、平成21年8月から本年7月までの1年間分にかかるものにつきましては、集計したものが秋以降に出てまいります。この基準に従いまして、該当者に支給することを考えております。」という答弁がありました。

次に、「こうした制度の利用にあたって、周知はどのようにされているのか伺う。」という質疑に対して、「広報やちまたに掲載しております。また、支給額等の計算事務等につきましては国保連に委託しており、該当する方々の1年分のデータを取りまとめて、給付の手続を取っており、該当する方が個々に申請しなければ支給できないという煩わしさの軽減を図っているところであります。」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第10号は、平成22年度八街市学校給食センター事業特別会計補正予算についてです。

審査の過程において、委員から「債務負担行為の設定について、給食センター第一調理場の調理業務の委託ということであるが、平成20年から22年度の調理業務委託はどうであったのか。どのように分析されているのか伺う。」という質疑に対して、「この3年間、委託といいましても、実質的には調理だけの委託でありまして、献立の作成、調理の指導、味見等は、職員である栄養士が行っておりまして、これまで特にトラブルはございません。」という答弁がありました。

次に「コスト面ではどうであったのか。また、学校給食が食育の重要な教育の一環であるが、その点ではどうであったのか伺う。」という質疑に対して、「コスト面につきましては、平成２２年度の職員２１名分について、現在第一調理場の調理員３０名分の委託と比較すると、職員２１名分の人件費１億３千８００万円に対し、第一調理場の委託料は６千８１０万円であり、単純な比較はできないものの、大幅な減になっているものと考えております。食育につきましては、食育推進基本計画に基づいて、学校と給食センターが共同で行っておりますが、委託による業者の方は、調理の実務だけを行っており、学校に出向いての食に関する指導は、給食センターの栄養教諭が中心となって行っております。」という答弁がありました。

次に「調理場設備は、業者に無償で提供されているのか伺う。」という質疑に対して、「給食センターの設備は全て市の所有であり、管理も市が行っております。不具合があれば、委託業者の方から、給食センターの方に申し出ていただき対応しております。」という答弁がありました。

次に「栄養士は現場で民間委託の業者に対して、調理の指導を具体的にされているのか伺う。」という質疑に対して「栄養士が対応しております。」という答弁がありました。

次に「八街市が行っている民間委託のあり方は、偽装請負の状況ではないか。委託というならば、全面的に委託をしなければならないが、調理器具を無償で提供しているのであれば、請負ではなく派遣となってしまう、調理委託は派遣の中に入っていない。また、食材を購入することも偽装請負になってしまう。業者が食材を購入すると、いかに安い食材を購入するかとなってしまう、おいしい安全な給食を子どもたちに提供するためにも、食育を進めていくためにも、市が責任を持って直営で給食を作るべきと考えるがいかがか。」という質疑に対して、「現在は、おいしい給食のため、委託している業者とも協議をしながら行っております。調理職員も減少となっている状況であり、『子どもたちにおいしい給食を』という形で取り組んでおりますので、直営で行うというお話はできないところであります。」という答弁がありました。

次に、反対討論が次のとおりありました。

「私は、この補正予算には、平成２３年度から２６年度の給食調理業務民間委託の債務負担行為の設定があり、反対するものであります。１９９４年、国は全国の自治体に対して各分野の民間委託の推進、職員削減の行革大綱の作成を迫っております。学校給食調理が職員削減の対象としてクローズアップされてまいりました。行政の無駄をなくす、コストを抑えることは必要ですが、平成２２年度の時点で八街市は既に給食センターのパートタイマー化により、人件費削減の取り組みがされていきました。さらに民間委託により、人件費の削減です。その効果は大変少なく、教育的視点抜きのコスト削減最優先であり、子どもたちの食教育にとって失うものが多過ぎると言わざるを得ません。学校給食は教育の中心で重要な位置を占めています。学校給食法において、教育の目的を実現するために日常生活における食事について正しい理解と望ましい習慣を養うこと、学校生活を豊かにし、明るい社交性を養う

こと、食生活の合理化、栄養の改善及び健康の増進を図ること、食料の生産、配分及び消費について正しい理解を導くことと目標が定められております。子どもたちの食の教育は、保護者、栄養職員、調理員、教職員、地域が密接なコミュニケーションを持って取り組むことが必要です。調理業務の民間委託は、食育を実践していく上でもそぐわず、学校給食の本来の目的、果たすべき役割を損ねてまで合理化するのは本末転倒であると言わざるを得ません。また、現在行われている調理業務委託は、事実上の偽装請負となっていることは、避けがたいこととなっております。よりよい給食を提供しようとするほど、栄養士と委託業者の調理員との詳細な打ち合わせが必要です。そうなれば、偽装請負、労働者派遣法違反は常態化することになります。この調理業務委託をやめ、第二調理場のように直接雇用することを求めて反対するものであります。」

次に、賛成討論が条件付きで次のとおりありました。

「学校現場において、給食については、おいしい、あるいは地産地消の問題等の中でいろいろと、その立場で発言してまいりました。業者委託ということになりまして、課題はあるものの、八街は特別方式というか、ほぼイニシアチブを市の方で行いながら、栄養士を中心においしい給食のため頑張ってきております。給食について子どもや保護者にいかがなものか聞いてまいりましたが、特に大きな問題もなく、おいしい給食をいただいているということで、業者委託となっても安心で問題も大きくないと解釈しております。ただし、偽装請負や労働者派遣法の派遣行為の問題が含まれているのであれば、委託の給食については他の市町村でも行われているところがありますので、ぜひそれらの市町村とそのような問題を協議し、課題が解決できる方向性を持ちながら行っていただきたいと、条件付きの中で賛成いたします。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定しました。

以上、文教福祉常任委員会に付託されました、案件に対する審査の結果について、ご報告申し上げます。

何とぞ、当常任委員会の決定どおり、ご賛同くださいますようお願いいたしまして、委員長報告を終わります。

○議長（北村新司君）

次に、中田眞司経済建設常任委員長。

○中田眞司君

報告いたします。経済建設常任委員会に付託されました、案件2件につきまして、去る9月16日に委員会を開催し、審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配付してあります報告書のとおりであります。若干審査内容についてご報告申し上げます。

議案第5号は、平成22年度八街市一般会計補正予算中7款土木費です。

審査の過程において委員から、「7款2項1目道路橋りょう総務費のうち、道路管理費について、道路側溝清掃業務はどこを予定しているのか伺う。」という質疑に対して、「今年

は例年から見ると地元の区長さんや住民からの要望が多くございまして、現行の予算では足りないことから、今後の業務が予想されますので補正をするものであり、どこを何メートルでという形での補正ではありません。」という答弁がありました。

次に「7款2項1目道路橋りょう総務費のうち、道路管理費の道路維持管理業務について、街路樹の剪定の場所はどこであるか。また毎年行っているのか伺う。」という質疑に対して、「泉台地区のイチョウの剪定であります。毎年ではありませんが、電線等にかかってきており、また、あまり葉が茂ると防犯上よろしくないという観点から強めの剪定をするものです。」という答弁がありました。

次に「7款2項1目道路橋りょう総務費のうち、道路境界確定費について、この補正予算でどのぐらいの測量ができるのか伺う。」という質疑に対して、「これから工事を発注する中で、何カ所か部分的に境界が決まっていなかったことから、これに関する測量費であり、工事をスムーズに進めることにより市民の負託に応えるため、今回補正をお願いしたものです。」という答弁がありました。

次に「7款4項2目土地区画整理費のうち、電線類地中化整備工事は、まだ残っているのか伺う。」という質疑に対して、「今回の工事箇所につきましては、市役所前の市道224号線が延長25メートルであり、これで、この市道につきましては終了します。残りにつきましては、国道409号の歩道整備を行い、歩道の中に電線化工事が行われます。残りの延長といたしまして、今年度工事分を除きますと、約160メートル前後が残るのではないかと思います。」という答弁がありました。

次に「八街駅北口の開発費は、事業費で何パーセントほど残っているのか伺う。」という質疑に対して、「工事や換地等の作業がありますが、今後の事業費といたしまして、約1億円程度ではないかと考えております。」という答弁がありました。

次に「7款5項1目住宅管理費のうち、住宅維持管理費について、市営住宅地上デジタル放送受信状況調査に関して、今後、12月議会でアンテナ設置の費用を補正する形となるのか。」という質疑に対して「12月補正の予定はありません。」という答弁がありました。

次に「市営住宅のため、集中アンテナに取り替える予定はないのか伺う。」という質疑に対して、「現在調査をして、来年度に間に合わせるような形で行いますが、集中アンテナで行うようになると思われます。現在は建てた当時のUHFアンテナがありますので、その調査を行うものです。」

次に「入札に該当する事業となるのか伺う。」という質疑に対して、「アンテナや配線等の調査結果により、入札になる場合があるかと思われます。」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第11号は、平成22年度八街市水道事業会計補正予算についてです。

審査の過程において委員から、「消火栓の修繕工事について、何カ所ぐらい修繕箇所があるのか伺う。」という質疑に対して、「本年度は、消火栓の修繕工事を9カ所、実施したところであります。安全確保のために消火栓の維持管理は重要であると考えているところであ

り、今後も消火栓の修繕箇所が見込まれ、予算に不足が生じることにより補正をお願いしようとするものです。」

次に「八街ほ１７４番地先の集合住宅の消火栓の水漏れの対応について何う。」という質疑に対して、「消火栓の漏水等がある箇所につきましては、修繕工事を実施しているところでもありますので、当該箇所についても調査し、対処していきたいと考えております。」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

以上、経済建設常任委員会に付託されました、案件に対する審査の結果について、ご報告申し上げます。

何とぞ、当常任委員会の決定どおり、ご賛同くださいますようお願いいたしまして、委員長報告を終わります。

○議長（北村新司君）

以上で、各常任委員長の報告を終わります。

これから、各常任委員長の報告に対する質疑を行います。委員長報告に対する質疑の範囲は、委員会の審査過程及び結果に対する質疑に限られ、議案の審議に戻るような質疑はできませんので、ご了承願います。

最初に、総務常任委員長報告に対する質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北村新司君）

質疑なしと認めます。

次に、文教福祉常任委員長報告に対する質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北村新司君）

質疑なしと認めます。

次に、経済建設常任委員長報告に対する質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北村新司君）

質疑なしと認めます。

議案第２号から議案第１１号の討論通告受付のため、しばらく休憩します。休憩時間中に通告するようお願いします。

しばらく休憩いたします。

（休憩 午前１１時２１分）

（再開 午前１１時３６分）

○議長（北村新司君）

再開します。

これから、討論を行います。

議案第３号、第１０号に対し丸山わき子議員から。議案第３号に対し山口孝弘議員から。議案第１０号に対し林修三議員から討論の通告がありましたので、順次発言を許します。

最初に、丸山わき子議員の議案第３号に対する反対討論を許します。

○丸山わき子君

私の方からは、議案第３号、八街市障害福祉サービス事業所の設置及び管理に関する条例の制定について。

また、議案第１０号、学校給食センター事業特別会計補正予算に対して反対するものがあります。

まず、議案第３号であります。これは、福祉施設への指定管理者導入に対し反対いたします。

八街市で精神障がい者の就労支援施設を立ち上げることは、大変歓迎するものであります。しかし、民間のノウハウの活用やコスト削減を理由に住民の福祉の増進を目的とする福祉施設の管理運営を、営利を目的とした民間に委託することは、自治体の公的責任の放棄であります。市が人件費の削減に指定管理者制度を導入するわけですから、民間では、さらに職員のパートなど臨時職員の導入をしなければ事業は成り立ちません。職員の不安定雇用や仕事の継続性が問題になってくることは明らかなです。当然、利用者のサービスの量的・質的低下に結びつきます。

指定管理者制度が導入されたら、人の手を必要とする福祉施設で維持できるのか疑問です。

２点目に民間企業によって拡充されるサービスは、利用料として回収できるものに限られ、収益に結び付かないサービスは放置され、住民サービス、住民福祉の切り捨てにつながるのではないかということです。

３点目に施設利用の平等性についての懸念です。使用申し込みの際、さまざまな理由で不許可、または許可の取り消しをした処分をめぐり、訴訟で戦われたことは数多くあります。使用許可処分の権限を民間企業にゆだねることは、施設の平等で公平な利用を危うくするおそれがあります。さらに、住民が施設を利用するお客様として大事にされますが、主権者としては軽視される懸念があります。議会の関与も制度適応と管理団体の承認のときだけで、後は直接立ち入れなくなり、市長の監督権を通じた間接的な関与と後退してしまいます。議会への報告は制度化されていません。弱者の福祉や権利が守られているのか。住民と議会にチェック機能が保障されていないということは、大変問題であります。

福祉施設の管理運営は、あくまでも自治体が責任を持つべきであり、営利目的の企業、事業所に託すことはふさわしくないことを指摘し、反対の討論といたします。

○議長（北村新司君）

丸山議員に申し上げます。

次に、山口孝弘議員の賛成討論がございますので、その次に議案第１０号に対する反対討論を行ってください。

次に、山口孝弘議員の議案第３号に対する賛成討論を許します。

○山口孝弘君

議案第3号、八街市障害福祉サービス事業所の設置及び管理に関する条例の制定について賛成の立場から討論させていただきます。

主に精神障がい者を対象とした就労継続支援事業、障害者福祉サービス事業所に移行するため、このサービスを行うわけですが、民間の柔軟で、きめ細やかな対応、また、そのノウハウにより専門性を持った方に事業を行っていただくことにより、八街市の精神福祉の向上に一歩前進いたします。

佐倉市等、ほかの市町村では、この指定管理者制度により成功しているとの事例もお聞きしております。

よって、私は、議案第3号、八街市障害福祉サービス事業所の設置及び管理に関する条例の制定について賛成いたします。

○議長（北村新司君）

次に、丸山わき子議員の議案第10号に対する反対討論を許します。

○丸山わき子君

それでは、議案第10号、学校給食センター事業特別会計補正予算に対して反対いたします。

この補正予算は、平成22年度から26年度の給食調理業務民間委託の債務負担行為の設定があり、反対するものであります。

1994年、国は全国自治体に対し、各分野の民間委託推進、職員削減の行革大綱作成を迫り、学校給食調理の職員を削減の対象とし、クローズアップされました。

八街市は平成20年、既にパートタイマー化により人件費削減の取り組みがされているのにも関わらず、調理業務の民間委託を導入、その効果は少なく、教育的視点抜きのコスト削減最優先であり、子どもたちの食教育にとって失うものが多過ぎると言わざるを得ません。

学校給食は、教育の中心で重要な位置を占めています。学校給食法において教育の目的を実現するために日常生活における食事について正しい理解と望ましい習慣を養うこと。学校生活を豊かにし、明るい社交性を養うこと。食生活の合理化、栄養の改善及び健康の増進を図ること。食料の生産・配分及び消費について正しい理解を導くことと目標が定められています。

さらに、平成17年には、食育基本法が制定され、子どもたちが食に関する正しい知識、望ましい食習慣を身に付けることをうたっています。

文科省は食育の指導とともに、生きた教材となる学校給食の充実を図るために、より一層の千葉産物の活用を求めています。子どもたちの食の教育は、保護者・栄養士・調理員・教職員・地域が密接なコミュニケーションを持って取り組むことが、ますます必要となっています。

しかし、調理業務の民間委託は食育を実践していく上でもそぐわず、学校給食の本来の目的、果たすべき役割を損ねてまで合理化するのは問題です。

また、現在行われている調理業務委託は偽装請負の疑いがあり、労働者派遣法違反が常態化しているのではないかとことです。

今の給食調理の委託は、献立の作成、食材の仕入れは給食センターが行い、業者に無償提供をしています。調理場、設備も業者に無償提供されており、調理は給食センターが作成した衛生管理マニュアルに従って、業者調理員がしています。これでは、委託を受けた業者の独立性がなく、また、衛生管理マニュアルに従って調理されている給食センター職員が監督すると、業者調理員を指導・命令することになりかねません。これが偽装請負と言われる内容です。しかし、偽装請負から適正請負にすると、大変な事態が生じます。適正請負の原則は給食センターは業者調理員に指揮・命令をしない。業者の事業の独立性を損なわないということから、食材は業者が仕入れることになり、どこから仕入れるかは、業者の責任と判断で行われ、地産地消が困難になり、安全性に問題のありそうな食材であっても、チェックが不可能になります。さらに、調理場、設備、光熱水費の有償使用契約により、委託費がはね上がることは明らかです。

衛生管理マニュアルは、給食センターが作成のものではなく、業者作成となり、調理場は完全に業者管理下のもと、給食センターのチェックは弱体化します。こうした委託業務状態になれば、安全・安心の教育としての給食が成り立たなくなってしまう。教育行政にコスト削減を持ち込み、民間委託を導入すること自体、無理があると言わざるを得ません。

今年3月の衆議院文部科学委員会では、川端達夫文科相が行革でいろいろ施策が取り入れられているが、少なくとも学校給食の役割まで損ねてまで合理化することは問題と指摘しています。

給食調理業務の実情にそぐわない委託をやめ、第2調理場のように直接雇用とし、栄養士・調理員・教職員・地域が一丸となって教育としての給食、安全・安心の学校給食を求め反対するものであります。以上です。

○議長（北村新司君）

次に、林修三議員の議案第10号に対する賛成討論を許します。

○林 修三君

私は、議案第10号、平成22年度八街市学校給食センター事業特別会計補正予算について賛成の立場から討論させていただきます。

学校現場において、給食については、おいしい、あるいは地産地消の問題等の中でいろいろと、その立場で発言してまいりました。業者委託ということになりまして、課題はあるものの八街は特別方式をとられており、半分は職員が許を得ながら、ほぼイニシアチブを市の方で行いながら、栄養士を中心においしい給食のため頑張ってきていただいております。

食育についても、栄養士を中心として、学校訪問や給食献立の中で、栄養のことを中心に十分に考慮した、おいしいもののために頑張ってきていただいております。

給食について子どもや保護者にいかななものか聞いてまいりましたが、特に大きな問題もなく、おいしい給食をいただいているということで、業者委託となっても安心で問題も大き

くないと解釈しております。

また、当初は条件付きでということで賛成討論をいたしましたけれども、その後の調べによりますと、特に、その点についての問題はなく、適正に行われているものと、私の調べの中では判断をいたしました。

したがいまして、この本議案に対しまして賛成するものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（北村新司君）

ほかに討論の通告はありません。

これで、討論を終了します。

これから、採決を行います。

採決は分割して行います。

最初に、議案第２号、非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（北村新司君）

起立全員です。議案第２号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第３号、八街市障害福祉サービス事業所の設置及び管理に関する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（北村新司君）

起立多数です。議案第３号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第４号、八街市消防団条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（北村新司君）

起立全員です。議案第４号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第５号、平成２２年度八街市一般会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（北村新司君）

起立全員です。議案第５号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第６号、平成２２年度八街市国民健康保険特別会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（北村新司君）

起立全員です。議案第６号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第７号、平成２２年度八街市老人保健特別会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（北村新司君）

起立全員です。議案第７号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第８号、平成２２年度八街市後期高齢者医療特別会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（北村新司君）

起立全員です。議案第８号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第９号、平成２２年度八街市介護保険特別会計補正予算について採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（北村新司君）

起立全員です。議案第９号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第１０号、平成２２年度八街市学校給食センター事業特別会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（北村新司君）

起立多数です。議案第１０号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第１１号、平成２２年度八街市水道事業会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（北村新司君）

起立全員です。議案第11号は、原案のとおり可決されました。

会議中ではありますが、ここで昼食のため、しばらく休憩をいたします。

午後は、1時10分から再開いたします。

(休憩 午前11時54分)

(再開 午後 1時10分)

○議長（北村新司君）

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第3、議案の上程を行います。

最初に、議案第20号の提案理由の説明を求めます。

○市長（長谷川健一君）

本日追加提案いたしました案件は、八街市立実住小学校屋内運動場大規模改造工事の請負契約の締結についてでございます。

この工事につきましては、去る9月8日に行いました一般競争入札の結果、株式会社大松建設、代表取締役吉川洋己が1億6千8百万円で落札いたしましたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、工事請負契約の締結について議会の議決を求めるものでござ

います。

よろしくご審議の上、可決くださるようお願いを申し上げます。

○議長（北村新司君）

お諮りします。ただいま、議題となっています議案第20号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（北村新司君）

ご異議なしと認めます。

これから、議案第20号に対しての質疑を行います。

質疑はありませんか。

○右山正美君

全協の中で、競争入札の結果の公表がされたわけですが、落札価格が1億6千万円ということで、予定価格が2億3千万円ということなんですけれども、かなりの幅がありまして、懸念されることは、ちゃんとした材料とか、あるいはそういったものが完全に使われるかどうかという、そういったことも懸念されるわけですが、この1億6千万円、最低価格で落札したと。6千何百万円の幅があるにも関わらず、最低価格としたという根拠、

その辺についての根拠はどういったものがあるのか。また、品質については、大丈夫なのかどうか。その辺についてはどうでしょうか。

○教育次長（越川みね子）

最低制限価格は、こちらでは設定してございません。一般競争入札となっておりますので、質の件なんです、こちらでも全員協議会のときに課長からも、ご説明いたしましたとおり、実住小学校の屋内運動場の大規模工事につきましては、設計業者が工事管理者となっております。ですので、ご自分が設計したものにつきましては、必ず検査いたしますので、そこで間違いなく行えるものと、私どもは考えております。

○右山正美君

先ほども申し上げましたけれども、予定価格に対して1億6千万円というのは最低価格、かなりの差がありまして、やはりそこに懸念される問題というのは、材質の問題とか、あるいはそういった企業の労働条件の問題とか、いろいろもろもろ考えられるわけですよ。そういう懸念が払拭されれば、別に問題は私はないと思います。その辺について本当に保障されるならば、私は本当にいいと思います。

それと同時に、全協の中でも言いましたけれども、やはりこの中で、入札の関係で申し上げておけば、地元の業者が、そこに何パーセント入っていく。あるいは、地元の業者の品物をやはり使っていくとか、そういったことも今後いろいろあるわけですから、やはりこの辺についても検討していく必要があるんじゃないかと。この中を見れば、地元業者もいるわけですし、だから、その辺でやはりもっともっと地元業者がありながら、よその業者がこれをとってしまう。これは、一般競争入札でしようがないんですけれども、やはりそこに1億6千万円というのはかなりの金額ですから、やはりそこに付帯決議とか、いろんなものを含めて、私は地元業者、あるいは地元の業者の品物を使うとか、そういったことを何パーセントか含んでおけば、やはりこれはよそがとっても、やはり地元が幾らかはうるおうという形になっていくんじゃないかと。まして、こういう情勢のもとで、本当に仕事がないとか、大変な状況のもとにみんな市民も業者も、八街市の業者も頑張っているわけですから、そういう意味では、そういうものをやはり含んで、今後入札なんかでも考えて検討していく必要があるのかなと。これを申し上げておきます。全協で言ったことですが、重ねて申し上げて質問を終わります。

○議長（北村新司君）

ほかに。

○小高良則君

1点だけ伺います。

まず、大規模改修工事に至った経緯。当初、2億3千541万円の予算を見ていたということ。総合に出せば建て替えができたのかなというような金額にも感じるわけで、それを耐用年数も踏まえて大規模改修としたと思うんですけれども、その辺の経緯等を教えていただければ。よろしくお願いいたします。

○教育次長（越川みね子）

お答えいたします。まず、建て替えの場合なんですが、現在と同規模の屋内運動場と想定しましたら、延べ面積が1千350平方メートルございます。そちらの総事業費でいきますと、4億円から4億5千万円程度に要するかと想定されるものでございます。1平米当たり30万円で計算させていただくと、こういう金額になろうかと思えます。私どもの今回入札した価格におきましては、一応、基本的には発注方法としましては、新築工事に当たっては建築・電気・機械設備の3社による分離発注を行っておるところでもございます。ただ、今年度におきましては、もう皆様ご存じのとおり、笹引小学校、八街東小学校の改築工事、八街中学校武道場の建築工事は、それぞれ分離発注を行っておるところでございます。受注機会の確保にも努めております。しかし、改修工事になりますと、できることには、調査を行っているものの、施工段階で想定外の工事などが必要となるところでございまして、臨機対応が必要となることもございます。このとき、別会社では指揮命令系統が異なりますので、対応が遅れることも想定されるところでございます。したがって、改造工事の際に指揮命令系統を1つとして、円滑な進行を図るために一括発注と今回はさせていただいたものでございます。

あと、耐用年数の関係なんですが、構造的には鉄筋コンクリート及び鉄骨造りとなっております。コンクリート部分につきましては、圧縮試験を行うなど、耐力的な判断を行った上での耐震補強設計を行っております。コンクリート部分につきましては、60年程度の耐用年数を考えております。さらに、今回、耐力的に劣る部分につきましては、新たなコンクリート壁の設置、鉄骨部分につきましても老朽化した部分の全面的な改造を行っております。外壁、屋根なども必要な部分は全面的にリニューアルを図ることから、さらに少なくとも今後30年程度の耐用には確保できると思っております。以上でございます。

○議長（北村新司君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北村新司君）

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから、討論を行います。

議案第20号についての討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北村新司君）

討論がなければ、これで、議案第20号の討論を終了します。

これから、採決を行います。

議案第20号、八街市立実住小学校屋内運動場大規模改造工事の請負契約についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 全員)

○議長（北村新司君）

起立全員です。議案第20号は、原案のとおり可決されました。

次に、長谷川市長より発言を求められていますので、これを許します。

○市長（長谷川健一君）

ただいま、北村議長より発言の機会を与えていただきましたことを衷心より御礼を申し上げます。どうもありがとうございます。

私も平成6年に市長にさせていただいて、この12月11日が私の任期でございます、私が市長として議会に出席するのは、この議会が最後でございますので、一言あいさつをさせていただきます。

私は、平成6年に数々の施策を掲げて立候補し、当選をさせていただきました。そして、この施策について着実に実行できました。私は男の本懐と自負をしているところでございます。これも、市民の皆さん方のご協力、ご支援、そしてまた議会の皆様方の適切な判断、ご協力、なお、執行側の皆さんの私の施策についての前向きな取り組みと感謝をしております。

そういう中で、私も市政に参加したのは、昭和50年、市議会議員として市政に参加をして、そして平成6年に市長になったわけでございますが、35年間、本当に職員の皆さん方には、いろんな面で苦言を申したこともございますし、また、ご支援をしていただいたときもございます。そういう中で、本当に脳裏の中を駆け巡っております、いろんなことが走馬灯のごとく浮かんでくるわけでございますが、何せ、この私の任期がもう少しで満了いたします。それについて、多くの皆さん方に感謝を申し上げ、特にこの議会の皆さんにも感謝を申し上げ、御礼のあいさつにかえさせていただきます。本当に長い間、ありがとうございます。

○議長（北村新司君）

長谷川市長におかれましては、4期16年という長きにわたり、市民が安心して暮らせるまちづくりの推進のために、日夜ご尽力いただきました。そのゆるぎない信念を持ってあらゆる困難にも真正面から立ち向かわれ、解決されましたことに、改めて敬意を表する次第であります。今後は健康に留意され、市長職を離れましても、八街市の将来のために末長くお力添えをいただきますよう、お願い申し上げます。長い間、本当にお疲れさまでした。

議事都合により、しばらく休憩します。

本会議再開時刻につきましては、事務局よりご連絡申し上げます。

(休憩 午後 1時25分)

(再開 午後 1時50分)

○副議長（新宅雅子君）

それでは、再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長と交代いたしましたので、ご協力をお願いいたします。

ただいま、議長、北村新司議員から議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。この際、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長（新宅雅子君）

ご異議なしと認めます。

追加日程第1、議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、北村新司議員の退席を求めます。

(北村新司議員退席)

○副議長（新宅雅子君）

議長の辞職願を事務局長に朗読させます。

○事務局長（今井誠治君）

朗読いたします。

辞職願。私こと、今般、一身上の都合により、議長の職を辞任いたしたいので、許可されるようお願い出ます。

平成22年9月24日。八街市議会議長、北村新司。

八街市議会副議長、新宅雅子様。

+

○副議長（新宅雅子君）

お諮りします。北村新司議員の議長の辞職を申し出のとおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長（新宅雅子君）

ご異議なしと認めます。

北村新司議員の議長の辞職を許可することに決定しました。

北村新司議員の着席を許します。

(北村新司議員着席)

○副議長（新宅雅子君）

ただいま、議長が欠員となりました。

お諮りします。この際、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として、直ちに選挙を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長（新宅雅子君）

ご異議なしと認めます。

追加日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場を閉鎖します。

(議場閉鎖)

○副議長（新宅雅子君）

ただいまの出席議員は21名です。

投票用紙を配付します。

(投票用紙配付)

○副議長（新宅雅子君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長（新宅雅子君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

○副議長（新宅雅子君）

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は、単記無記名です。

なお、同一の姓及び同一の名の議員がおられますので、必ず投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、順次投票願います。

投票は、正面の演壇に向かって左手の方から投函し、右手の方から自席にご着席願います。

ただいまから、投票を行います。

事務局長が、議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票願います。

○事務局長（今井誠治君）

2番、桜田秀雄議員。3番、林修三議員。4番、山口孝弘議員。5番、小高良則議員。6番、湯浅祐徳議員。7番、川上雄次議員。8番、中田眞司議員。9番、古場正春議員。10番、林政男議員。11番、横田義和議員。12番、鯨井眞佐子議員。13番、加藤弘議員。14番、古川宏史議員。15番、山本邦男議員。16番、京増藤江議員。17番、右山正美議員。18番、小澤定明議員。19番、京増良男議員。20番、丸山わき子議員。22番、北村新司議員。21番、新宅雅子議員。

○副議長（新宅雅子君）

投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長（新宅雅子君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○副議長（新宅雅子君）

それでは、開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に京増藤江議員、山本邦男議員を指名します。

両議員、開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

○副議長（新宅雅子君）

それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数21票。これは、先ほどの出席議員数と符号しています。

そのうち、有効投票20票。無効投票1票。

有効投票のうち、古川宏史議員10票。鯨井眞佐子議員4票。加藤弘議員3票。丸山わき子議員3票。白票が1票です。以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は5票です。

したがって、古川宏史議員が当選されました。

ただいま議長に当選されました古川宏史議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、議長の選挙の当選人と告知します。

議長に当選されました古川宏史議員のごあいさつをお願いします。

○議長（古川宏史君）

ただいま行われました議長選挙におきまして、議長に当選をさせていただきました古川でございます。

私も当選しまして、皆様方とこれからの議会運営、頑張っていきたいというふうに思います。

それから、12月には新しい市長にかわるわけでございます。大変大事な区切りの議会運営ということで、これからもよろしくお願い申し上げまして、あいさついたします。大変ありがとうございました。

○副議長（新宅雅子君）

では、古川宏史議長、議長席にご着席ください。

ご協力ありがとうございました。

○議長（古川宏史君）

議事都合により、しばらく休憩いたします。

本会議、再開時刻につきましては、事務局よりご連絡いたします。

(休憩 午後 2時07分)

(再開 午後 2時20分)

○議長（古川宏史君）

再開します。

ただいま、副議長、新宅雅子議員から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。この際、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第３として議題とすることにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古川宏史君）

ご異議なしと認めます。

追加日程第３、副議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第１１７条の規定により、新宅雅子議員の退席を求めます。

（新宅雅子議員退席）

○議長（古川宏史君）

副議長の辞職願を事務局長に朗読させます。

○事務局長（今井誠治君）

朗読いたします。

辞職願。私こと、このたび、一身上の都合により、副議長の職を辞任いたしたいので、許可されますようお願い出ます。

平成２２年９月２４日。八街市議会副議長、新宅雅子。

八街市議会議長、古川宏史様。

○議長（古川宏史君）

お諮りします。新宅雅子議員の副議長の辞職を申し出のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古川宏史君）

ご異議なしと認めます。

新宅雅子議員の副議長の辞職を許可することに決定しました。

新宅雅子議員の着席を許します。

（新宅雅子議員着席）

○議長（古川宏史君）

ただいま、副議長が欠員となりました。

お諮りします。この際、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第４として、直ちに選挙を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古川宏史君）

ご異議なしと認めます。

追加日程第４、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場を閉鎖します。

(議場閉鎖)

○議長（古川宏史君）

ただいまの出席議員は２１名です。

投票用紙を配付します。

(投票用紙配付)

○議長（古川宏史君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（古川宏史君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

○議長（古川宏史君）

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は、単記無記名です。

なお、同一の姓及び同一の名の議員がおられますので、必ず投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、順次投票願います。

投票は、正面の演壇に向かって左手の方から投函し、右手の方から自席にご着席願います。

ただいまから、投票を行います。

事務局長が、議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票願います。

○事務局長（今井誠治君）

２番、桜田秀雄議員。３番、林修三議員。４番、山口孝弘議員。５番、小高良則議員。６番、湯浅祐徳議員。７番、川上雄次議員。８番、中田眞司議員。９番、古場正春議員。１０番、林政男議員。１１番、横田義和議員。１２番、鯨井眞佐子議員。１３番、加藤弘議員。１５番、山本邦男議員。１６番、京増藤江議員。１７番、右山正美議員。１８番、小澤定明議員。１９番、京増良男議員。２０番、丸山わき子議員。２１番、新宅雅子議員。２２番、北村新司議員。１４番、古川宏史議員。

○議長（古川宏史君）

投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（古川宏史君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。
議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長（古川宏史君）

開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に加藤弘議員、鯨井眞佐子議員を指名します。

両議員、開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

○議長（古川宏史君）

選挙の結果を報告します。

投票総数21票。これは、先ほどの出席議員数と符号しています。

そのうち、有効投票18票。無効投票3票。

有効投票のうち、中田眞司議員11票。川上雄次議員4票。右山正美議員3票。以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は5票です。

したがって、中田眞司議員が当選されました。

ただいま副議長に当選されました中田眞司議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、副議長の選挙の当選人と告知します。

副議長に当選されました中田眞司議員のごあいさつをお願いします。

○副議長（中田眞司君）

ただいまの選挙の結果、副議長として当選をさせていただきました中田でございます。

副議長ということで、あくまでも議長の補佐役ですので、皆さんに指摘されないようにしっかりと議長の補佐をしていきたいと思ひます。よろしくお祈ひします。

○議長（古川宏史君）

以上で就任のあいさつを終わります。

議事都合により、しばらく休憩します。

(休憩 午後 2時34分)

(再開 午後 4時15分)

○副議長（中田眞司君）

再開します。

議長と交代しましたので、ご協力をお願いします。

報告します。最初に会派公明党の代表者変更がありました。

新代表者は、新宅雅子議員です。

次に、北村新司議員より、佐倉市八街市酒々井町消防組合議会議員の辞職願が提出され、これを許可しました。

次に、北村新司議員より、千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の辞職願が提出され、これを許可しました。

次に、古川宏史議員より、印旛衛生施設管理組合議会議員の辞職願が提出され、これを許可しました。

次に、古川宏史議員、私、中田眞司より、議会運営委員会の辞任願が提出され、これを許可しました。

以上で報告を終わります。

次に、先ほど報告しましたとおり、佐倉市八街市酒々井町消防組合議会議員が1名欠員となっています。

お諮りします。この際、佐倉市八街市酒々井町消防組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第5として、議題とすることにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（中田眞司君）

異議なしと認めます。

追加日程第5、佐倉市八街市酒々井町消防組合議会議員の選挙についてを議題とします。

以下、組合議員の選挙と略称します。

これより、組合議員の選挙を行います。

規約により、当市の議会議員の中から選挙する組合議員は1名です。

お諮りします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（中田眞司君）

ご異議ありませんので、そのように決定しました。

お諮りします。指名の方法は、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（中田眞司君）

ご異議ありませんので、そのように決定しました。

組合議員に古川宏史議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名した古川宏史議員を組合議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（中田眞司君）

ご異議なしと認めます。

ただいま指名しました古川宏史議員が、組合議員に当選されました。

ただいま組合議員に当選されました古川宏史議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、組合議員の選挙の当選人と告知します。

次に、千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員が欠員となっています。

お諮りします。この際、千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第6として、議題とすることにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長（中田眞司君）

ご異議なしと認めます。

追加日程第6、千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてを議題とします。

以下、広域連合議員の選挙と略称します。

これより、広域連合議員の選挙を行います。

規約により、当市の議会議員の中から選挙する広域連合議員は1名です。

お諮りします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長（中田眞司君）

ご異議ありませんので、そのように決定します。

お諮りします。指名の方法は、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長（中田眞司君）

ご異議ありませんので、そのように決定しました。

広域連合議員に古川宏史議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名した古川宏史議員を広域連合議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長（中田眞司君）

ご異議なしと認めます。

ただいま指名しました古川宏史議員が、広域連合議員に当選しました。

ただいま広域連合議員に当選されました古川宏史議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、広域連合議員の選挙の当選人と告知します。

議長と交代します。

○議長（古川宏史君）

議長を交代しました。

経済建設常任委員会、中田委員長より辞任の申し出がありました。

しばらく休憩します。

経済建設常任委員会を開催しますので、関係する委員は第2会議室にお集まりください。

本会議開催時刻につきましては、事務局よりご連絡をいたします。

(休憩 午後 4時21分)

(再開 午後 4時31分)

○議長（古川宏史君）

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

報告します。経済建設常任委員会の中田眞司委員長より辞任願が提出され、委員会において許可されました。

また、新委員長に鯨井眞佐子議員が選出されました。

経済建設常任委員長就任のあいさつをお願いいたします。

○鯨井眞佐子君

ただいま、経済建設常任委員長の大任が図らずも私にというご指名がありました。大変な大役であると思います。メンバーの皆様、特にご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（古川宏史君）

次に、印旛衛生施設管理組合議会議員1名が欠員となっています。

お諮りします。印旛衛生施設管理組合議会議員の選挙についてを日程に追加し、追加日程第7として議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古川宏史君）

ご異議なしと認めます。

追加日程第7、印旛衛生施設管理組合議会議員の選挙を行います。

以下、組合議員の選挙と略称します。

これより、組合議員の選挙を行います。

規約により、当市の議会議員の中から選挙する組合議員は1名です。

お諮りします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古川宏史君）

ご異議ありませんので、そのように決定しました。

お諮りします。指名の方法は、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古川宏史君）

ご異議ありませんので、そのように決定しました。

組合議員に丸山わき子議員を指名します。

お諮りします。ただいま、議長が指名した丸山わき子議員を組合議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古川宏史君）

ご異議なしと認めます。

ただいま指名しました丸山わき子議員が、組合議員に当選されました。

ただいま組合議員に当選されました丸山わき子議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、組合議員の選挙の当選人と告知します。

次に、議会運営委員会委員が2名欠員となっています。

お諮りします。この際、議会運営委員会委員の選任を日程に追加し、追加日程第8とし、議題とすることにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古川宏史君）

ご異議なしと認めます。

追加日程第8、議会運営委員会委員の選任を議題とします。

議会運営委員が2名欠員となっています。

お諮りします。議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により、議長から指名します。

議会運営委員会委員に湯浅祐徳議員、小澤定明議員を指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古川宏史君）

ご異議なしと認めます。

ただいま指名したとおり、選任することに決定しました。

次に、北村新司議員及び私、古川宏史より、常任委員会の所属を変更されたいとの申し出がありました。

お諮りします。この際、常任委員会委員の所属変更の件を日程に追加し、追加日程第9として議題とすることにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古川宏史君）

ご異議なしと認めます。

追加日程第 9、常任委員会委員の所属変更の件を議題とします。

総務常任委員会委員の北村新司議員から文教福祉常任委員会委員に、文教福祉常任委員会委員の私、古川宏史から総務常任委員会委員に、それぞれ委員会の所属を変更されたいとの申し出があります。

お諮りします。北村新司議員及び私、古川宏史からの申し出のとおり、それぞれ委員会の所属を変更することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古川宏史君）

ご異議なしと認めます。

それぞれ、委員会の所属を変更することに決定しました。

お諮りします。議員派遣の件を日程に追加し、追加日程第 10 として議題にしたいと思いをます。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古川宏史君）

ご異議なしと認めます。

追加日程第 10、議員派遣の件を議題とします。

八街市議会会議規則第 164 条第 1 項の規定により、10 月 15 日に成田市で議会運営に関する研修、意見交換及び講演を目的に開催される千葉県北総地区市議会正副議長会議員研修会に配付のとおり、議員を派遣したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古川宏史君）

ご異議なしと認めます。

配付のとおり、議員を派遣することに決定しました。

お諮りします。正副議長の選挙に伴い、議席の一部変更の件を日程に追加し、追加日程第 11 として議題にしたいと思いをます。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古川宏史君）

ご異議なしと認めます。

追加日程第 11、議席の一部変更の件を議題とします。

配付のとおり、議席 8 番、中田眞司議員を議席 21 番へ。議席 9 番、古場正春議員を議席 8 番へ。議席 10 番、林政男議員を議席 9 番へ。議席 13 番、加藤弘議員を議席 14 番へ。議席 14 番、私、古川宏史を議席 22 番へ。議席 21 番、新宅雅子議員を議席 10 番へ。議

+

席 2 2 番、北村新司議員を議席 1 3 番へ、議席の一部をそれぞれ変更することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（古川宏史君）

ご異議なしと認めます。

ただいま変更のあった方は、次の会議より新議席への移動をお願いいたします。

本日の日程はすべて終了しました。

会議を閉じます。

平成 2 2 年 9 月 第 3 回 八 街 市 議 会 定 例 会 を 閉 会 し ま す 。

この定例会は、終始熱心な審議を経て、すべての案件を議了し、ただいま閉会になりました。

執行部は、各議員から出されました意見を十分尊重し、市政を執行されるよう強く要望いたします。閉会のごあいさつといたします。

議員の皆様に申し上げます。

この後、議会だより編集委員会を開催しますので、関係する委員は第 2 会議室にお集りください。

長時間ご苦勞さまでございました。

(閉会 午後 4 時 4 2 分)

+

+

+

○本日の会議に付した事件

1. 発議案の上程
発議案第9号
提案理由の説明
委員会付託省略、質疑、討論、採決
2. 議案第2号から議案第11号
委員長報告、質疑、討論、採決
3. 議案の上程
議案第20号
提案理由の説明
委員会付託省略、質疑、討論、採決
4. 議長辞職の件
5. 議長の選挙
6. 副議長辞職の件
7. 副議長の選挙
8. 佐倉市八街市酒々井町消防組合議会議員の選挙
9. 千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
10. 印旛衛生施設管理組合議会議員の選挙
11. 議会運営委員会委員の選任
12. 常任委員会委員の所属変更の件
13. 議員派遣の件
14. 議席の一部変更の件

+

.....
発議案第9号 国営かんがい排水事業「北総中央地区」の完成にむけての意見書の提出について

議案第2号 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第3号 八街市障害福祉サービス事業所の設置及び管理に関する条例の制定について

議案第4号 八街市消防団条例の一部を改正する条例の制定について

議案第5号 平成22年度八街市一般会計補正予算について

議案第6号 平成22年度八街市国民健康保険特別会計補正予算について

議案第7号 平成22年度八街市老人保健特別会計補正予算について

議案第8号 平成22年度八街市後期高齢者医療特別会計補正予算について

議案第9号 平成22年度八街市介護保険特別会計補正予算について

議案第10号 平成22年度八街市学校給食センター事業特別会計補正予算について

議案第11号 平成22年度八街市水道事業会計補正予算について

議案第20号 八街市立実住小学校屋内運動場大規模改造工事の請負契約について

上記会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

平成 年 月 日

八街市議会議長 古 川 宏 史

八街市議会議員 京 増 藤 江

八街市議会議員 山 本 邦 男

+

+

+

+

+

+

+

+

+

+